

地方自治体（協議会等）向け地熱資源開発に関する技術的専門事項に係る情報提供における支援業務の委託先の公募

平成 28 年 7 月 22 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 特命参与 川原 誠

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、地熱の探査・開発の支援に関する業務のうち、本邦における地熱資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を実施しています。

前述の情報の提供業務の一環として、地方自治体（協議会等）向け地熱資源開発に関する技術的専門事項に係る情報提供を実施しております。機構は、地方自治体に対し、地熱資源開発アドバイザー委員会に図った上で助言をしておりますが、このたび、下記のとおり助言をする上での支援業務を行う委託先を広く一般に募集することとなりましたので、受託を希望される方は下記要領をご覧の上、ご提案ください。

1. 公募内容

地方自治体（協議会等）向け地熱資源開発に関する技術的専門事項に係る情報提供において、地方自治体が地熱開発事業者より受けた事業計画の内容につき、想定される最終事業規模、探査計画、開発・操業計画の適格性等に関し、機構の求めに応じて科学的根拠等に基づき助言等を行う支援業務に係る委託先を選定し、契約を締結します。

2. 契約概要

(1) 契約形態

業務委託契約（単価契約）

(2) 契約期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 31 日

(3) 予算規模

600 万円以下（税込）

(4) 成果物

機構が依頼する支援業務に応じた報告書

(5) 実施場所

委託先もしくは機構の指定する場所

3. 委託業務内容

別紙1 仕様書のとおり。

4. 公募スケジュール

平成28年8月5日（金）	提案書受付期限
平成28年8月中旬	委託先決定・契約締結

5. 応募者の資格

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 別紙1 仕様書に示す支援業務に関して、自社および自社の有するネットワーク等を通じて日本全国の地熱開発案件に対応が可能であること。
- ② 本委託業務を円滑に遂行するために必要な体制・経営基盤を有していること。
- ③ 本委託業務で知り得た情報が委託契約書に定める契約当事者以外の第三者に漏洩されない守秘体制を有していること。
- ④ 本委託業務について公正中立な立場で業務にあたる体制を有していること。
- ⑤ 国の全省庁統一資格による平成28・29・30年度における物品の製造・販売等に係る一般競争参加者のうち、「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」資格を有している者、または提案書の提出期限までに上記資格を取得することが出来ること。

6. 提案書の作成

応募者は、本公募要領、別紙1「仕様書」、別紙2「提案書の様式」に基づき、提案書を作成してください。「提案書の様式」は機構ホームページよりダウンロードできます。

〈提出書類〉

- ・ 提案書及び会社概要（パンフレット等）
正本各1部とPDF版（CD1枚）をご提出ください。

7. 提案書の提出方法

(1) 提出方法

提出書類は、平成28年8月5日（公募公示から10営業日後以降）17時までに、下記提出先へ郵送（必着）もしくは持ち込みしてください。

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号虎ノ門ツインビルディング
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱部 地熱開発課 乙丸修作 Tel: 03-6758-8001 Fax: 03-6758-8087

地熱部 地熱技術課 石丸卓哉 Tel: 03-6758-8001 Fax: 03-6758-8087

【注意事項】

- ・ FAX、電子メールによるご提出は受付いたしません。
- ・ 提出書類に不備がある場合、または公募期間内に提出書類を提出できない場合、当該提案書は無効とします。

(3) 提出物の取扱

提出書類は本公募の審査にのみ使用させていただきます。返却はいたしませんので、ご了承ください。

8. 審査事項

(1) 審査概要

締切日までに受理した提案書について、下記審査項目に基づく審査を行い、採択する提案者を選定します。審査終了後に結果をご連絡いたしますが、審査の経緯等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(2) 審査項目

- ① 提供可能なサービスが機構の求める内容に合致しており、費用及び工数の観点を踏まえても効果的な支援が期待されるか。
- ② 地熱資源開発分野において、仕様書に示す業務の実績は十分か。
- ③ 機構の要請に適切かつ迅速に対応できる実施体制（人材、情報、日本全国で対応可能）が確保されているか。

(3) 審査方法

「5. 応募者の資格」を全て満たし、かつ「(2) 審査項目」の①～③につき5段階評価による評点を行い、評点の高い提案者の1社を選定します。なお、業務従事者は、以下の技師長、主任技師、技師の3職種各1名で構成することとし、4人以上の提案書は審査の対象外とします。

- ・ 技師長 : 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ・ 主任技師 : 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
- ・ 技師 : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。

9. 契約方法

- ・ 契約は単価契約（各職種の業務従事者の時間単価を固定）の方法で行います。
- ・ 自社のネットワークの利用や報告書作成に要する経費および現地調査に要する経費

は、機構が必要と判断した場合において、実費で精算します。

- ・ 契約書の内容は受注者との協議により決定します。

10. 注意事項

- ・ 提案書の作成等、応募に要する費用は提案者の負担となります。
- ・ 審査過程において、提案書の内容について問い合わせさせていただく場合があります。
- ・ 地熱資源開発アドバイザー委員会の設置につき、次のとおり機構ホームページよりダウンロード出来ますので、ご参照ください。

http://www.jogmec.go.jp/news/release/news_06_000136.html

- ・ 本公募は、機構が実施する地方自治体（協議会等）向け地熱資源開発に関する技術的専門事項に係る情報提供における支援業務の受託者を選定するものであり、対象となる案件がない場合等、必ずしも発注を確約するものではありません。
- ・ 環境物品等の調達の推進について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月3日閣議決定）により、以下の項目に該当する場合は、該当する要件を満たすこと。

○紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。

11. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、上記7. (2) の担当者まで、電話またはFAX でお願
いします。